

商業近代化資金

1 概要

市内に立地、または市内に立地しようとする中小企業者及び商店街振興組合等が、消費者ニーズの多様化などの商業環境の変化に対応するため、店舗の新・増築や機器等の導入、ショッピングセンター等への出店・運営、商店街の共同施設設置を行うための資金を、長期かつ低利で融資することで、経営の安定と近代化を図ります。

2 制度内容

(1) 融資対象

市内で卸・小売業及びサービス業等を営み、または営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等

(2) 資金使途

- 店舗の新築及び増改築(これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)
- 情報機器等の導入資金
- ショッピングセンター等への出店に要する資金
- ショッピングセンター等の運営に要する資金
- 商店街の環境整備に要する資金

(3) 融資限度額

- 1企業・・・3,000万円
 - 1商店街振興組合等・・・7,000万円
- ※融資対象となる事業が地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの(以下「有効事業」という)については1億円

(4) 利率

長期プライムレートより1.5%優遇した利率以内
※ただし、上記により算出した利率が1%を下回る場合は1%とする
※次項(5)の融資条件の特例に該当する場合は、市が全額負担

(5) 商業近代化資金融資条件の特例

- ①卸売業、小売業及びサービス業を営む中小企業者が、高度化資金の貸付けを受けずに弘前広域都市計画地区計画(弘前市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地の区域〔以下、「中心市街地区域」という〕内に限る)の決定に基づく改築を行う場合で、市長が適当と認めたもの
- ②中心市街地区域の商店街振興組合が、高度化資金の貸付けを受けずに行う商店街の共同施設を設置する場合で、市長が適当と認めたもの
- ③中心市街地区域における有効事業として、市長が適当と認めたもの
- ④上記①～③以外で、中心市街地区域において、魅力ある商店街形成に資する事業として弘前商工会議所の推薦を受け、市長が適当と認めたもの

(6) 期間 10年以内(含1年以内の据置) ※有効事業については15年以内(含2年以内の据置)

(7) 担保 必要に応じて徴求

(8) 保証人 金融機関所定

(9) 申込先 青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係
TEL 0172-35-1135(直通)